

地本業務ニュース

JR 東海労・静岡地方本部

NO. 9 2023年3月4日 発行者：JR東海労静岡地方本部 半場弘恭

「申」第12号の窓口回答！！

3月3日、静岡支社において「申」12号・出向者の労働条件についての、窓口回答がありました。

回答は以下のとおりです。

1. 出向者が出向先会社において、傷病等により指定された業務が困難となった場合について、どの様に対応しているのか明らかにすること。

回答：出向者が、傷病等で指定された業務が困難になった場合は、本体同様出向先とも協議の上、決定している。

2. 社員を出向させるにあたって会社は、安全配慮義務に基づき、社員本人の健康が維持されるよう出向先を決定する事はもとより傷病や障害がある場合は、業務によってそれらが悪化しないよう努めなければならないと考えるが、会社の考えを明らかにすること。

回答：出向先の決定にあたっては、健康上の理由も含めて適材適所による人事運用をしている。

3. 出向社員から、傷病等の悪化により指定された業務が困難にな

り、出向先移動の希望があった場合、本人の希望を尊重して出向先を移動する事。

回答：社員から傷病等の申告があった場合には、本人に対して聞き取りを行うなど丁寧に対応すると共に、出向先や業務については会社が適切に決定する。